

第52回山梨県環境保全審議会（平成30年8月1日開催）

## 審議事項(3)資料

鳥獣保護区特別保護地区の再指定  
及び猟区の管理者の指定について

みどり自然課

## 鳥獣保護区特別保護地区の概要

### 1 鳥獣保護区制度

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めるとき、指定することができる区域で、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類がある（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条）。

### 2 特別保護地区制度

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができる（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条）。

区分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区	鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	狩猟が認められない	20年以内 (本県は10年) 期間の更新が可能
特別保護地区	鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの	許可を要する行為 ・工作物の新築等 ・水面の埋立等 ・木竹の伐採	鳥獣保護区の存続期間の範囲内 (本県は10年)

### 3 鳥獣保護区と特別保護地区の指定状況

鳥獣保護区 39箇所 74,795.9ha  
特別保護地区 10箇所 6,310.1ha

### 4 特別保護地区の指定

(「第12次鳥獣保護管理事業計画(計画期間:平成29~33年度)」)

#### (1)方針

##### 指定に関する中長期的な方針

- ア 特別保護地区の指定に当たっては、鳥獣保護区内の区域内において、特に、生育環境の保全を図る必要があると認められる区域について指定する。
- イ 指定期間は、その特別保護地区を区域内に含む鳥獣保護区の指定期間に合わせて指定する。
- ウ 計画期間中に指定期間満了となる地区は、再指定する。

##### 指定区分ごとの方針

- ア 森林鳥獣生息地の保護区  
良好な生息環境となっている区域のうち、特に必要と認められる区域について指定するものとする。
- イ 集団渡来地の保護区  
渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして特に必要と認められる中核的區域について指定するものとする。

#### (2)特別保護地区の指定計画(平成30年度に指定期間が満了するもの)

年度	指定区分	鳥獣保護区	特別保護地区	指定面積(ha)	指定期間
H30	森林鳥獣生息地	八ヶ岳	八ヶ岳	686.4	H30.11.1~H40.10.31
H30	森林鳥獣生息地	御岳	御岳	176.0	H30.11.1~H40.10.31
H30	集団渡来地	本栖	本栖	470.0	H30.11.1~H40.10.31
合計			3箇所	1,332.4	

#### 【参考】鳥獣保護区の存続期間の更新について

特別保護地区は、鳥獣保護区内に指定されるため、その存続が前提となる。第12次鳥獣保護事業計画において、「・・・指定期間が終了する鳥獣保護区については、全て指定期間を更新する。」とされている。  
平成30年度において指定期間が終了する鳥獣保護区は、別表「鳥獣保護区」のとおりであり、全て更新を行う予定。  
そのほか、新規指定及び既存保護区の変更の予定はない。

## 鳥獣保護区

			平成30年4月1日現在		
番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	八ヶ岳鳥獣保護区	八ヶ岳山麓一帯(北杜市)	6,999.1	H30.10.31	森林
2	甲斐駒鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(北杜市)	4,105.0	H38.10.31	大規模
3	白鳳鳥獣保護区	南アルプス国立公園一帯(韮崎市、南アルプス市、北杜市、早川町)	20,295.0	H36.10.31	大規模
4	御岳鳥獣保護区	御岳昇仙峡一帯(甲府市、甲斐市)	1,251.8	H30.10.31	森林
5	積翠寺鳥獣保護区	甲府市上積翠寺町一帯	929.4	H35.10.31	身近
6	富士塚万力鳥獣保護区	山梨市万力公園及び万力一帯	200.0	H39.10.31	身近
7	塩の山鳥獣保護区	甲州市塩山塩の山一帯	45.0	H39.10.31	身近
8	大菩薩鳥獣保護区	甲州市塩山大菩薩嶺一帯	1,375.0	H36.10.31	森林
9	秩父連峰鳥獣保護区	奥秩父連峰山梨県側一帯(甲府市、甲州市、山梨市、北杜市、丹波山村)	13,385.0	H37.10.31	大規模
10	小金沢鳥獣保護区	大月市	1,480.0	H36.10.31	森林
11	三ツ峠鳥獣保護区	三ツ峠一帯(都留市、富士河口湖町)	715.0	H38.10.31	森林
12	岩殿山鳥獣保護区	大月市	85.0	H36.10.31	身近
13	富士山北鳥獣保護区	富士山北麓一帯	15,401.0	H30.10.31	大規模
14	身延山鳥獣保護区	身延山久遠寺一帯(身延町)	886.0	H30.10.31	森林
15	愛宕山鳥獣保護区	愛宕山一帯(甲府市)	287.0	H38.10.31	身近
16	四尾連湖鳥獣保護区	四尾連湖一帯(市川三郷町)	40.5	H37.10.31	身近
17	県民の森鳥獣保護区	櫛形山一帯(南アルプス市)	995.0	H30.10.31	森林
18	雨畑湖鳥獣保護区	雨畑湖一帯(早川町)	84.0	H32.10.31	集団渡来
19	芦安鳥獣保護区	南アルプス市	7.5	H36.10.31	身近
20	大和鳥獣保護区	甲州市大和町日陰	1.8	H30.10.31	身近
21	唐沢山鳥獣保護区	笛吹市御坂町唐沢山	3.8	H30.10.31	身近
22	片山鳥獣保護区	甲府市山宮町片山	665.0	H30.10.31	森林
23	信玄堤鳥獣保護区	南アルプス市、甲斐市	132.0	H35.11.30	身近
24	旭ヶ丘鳥獣保護区	山中湖村旭ヶ丘	1,675.0	H34.10.31	森林
25	白須鳥獣保護区	北杜市白州町鳥原及び松原一帯	290.0	H35.11.30	身近
26	県立八ヶ岳少年自然の家鳥獣保護区	北杜市高根町念場原	88.0	H35.11.30	身近
27	三都橋鳥獣保護区	南アルプス市、富士川町、市川三郷町	237.0	H30.10.31	集団渡来
28	社会福祉村鳥獣保護区	韮崎市、南アルプス市	191.6	H35.10.31	身近
29	大野鳥獣保護区	上野原市	85.5	H39.10.31	集団渡来
30	山中湖鳥獣保護区	山中湖村	1,360.0	H39.10.31	集団渡来
31	本栖鳥獣保護区	身延町及び富士河口湖町	560.0	H30.10.31	集団渡来
32	上萩原鳥獣保護区	甲州市塩山上萩原	1.6	H34.10.31	身近
33	黒桂河内鳥獣保護区	早川町	60.0	H35.10.31	身近
34	都留いきものふれあいの里鳥獣保護区	都留市	60.0	H37.10.31	身近
35	黒岳鳥獣保護区	笛吹市御坂町	11.7	H34.10.31	森林
36	御正体山鳥獣保護区	都留市、道志村	96.7	H34.10.31	森林
37	篠井山鳥獣保護区	南部町	77.0	H35.10.31	森林
38	笹ヶ岳鳥獣保護区	早川町	615.1	H36.10.31	森林
39	滝子山鳥獣保護区	大月市笹子町白子	17.8	H38.10.31	森林
合計			74,795.9 ha		39件
平成30年度更新予定面積			27,000.5 ha		10件

## 特別保護地区

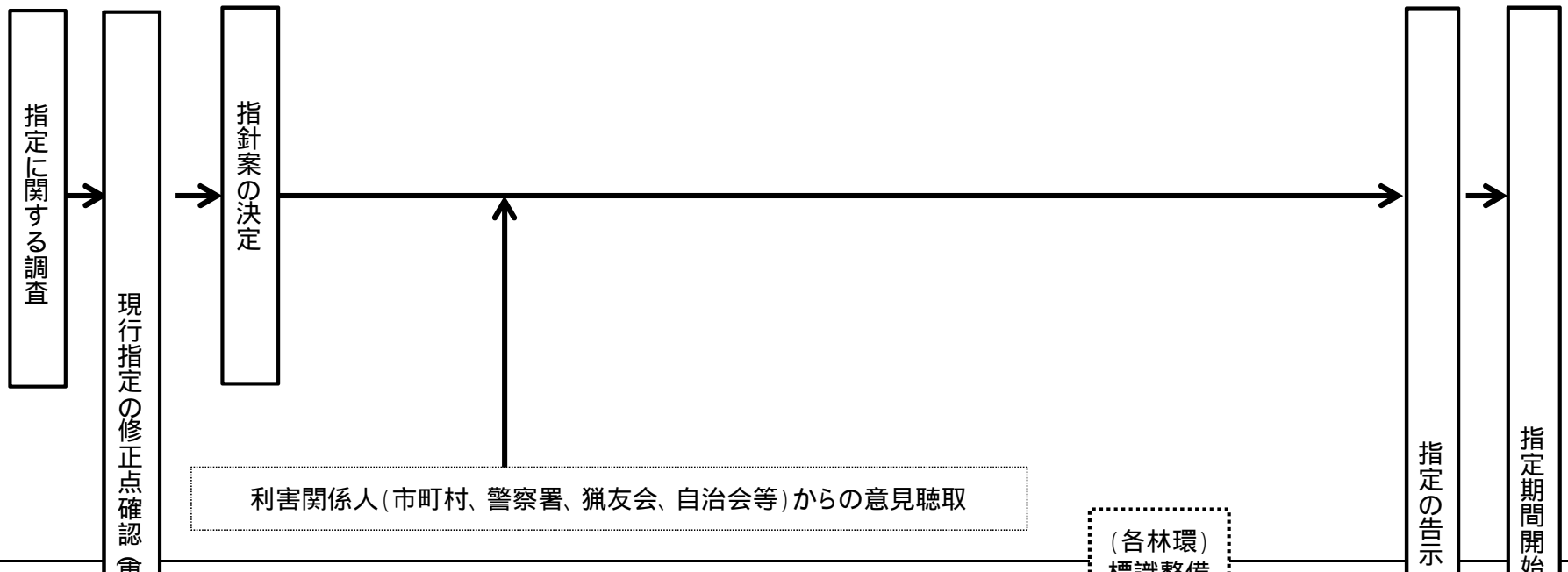
			平成30年4月1日現在		
番号	名称	所在地	指定面積	期間終了年月日	区分
1	白鳳特別保護地区	南アルプス北岳一帯	3,096.0	H36.10.31	大規模
2	大菩薩特別保護地区	甲州市塩山大菩薩嶺	111.0	H36.10.31	森林
3	甲斐駒特別保護地区	南アルプス甲斐駒ヶ岳一帯	421.1	H38.10.31	大規模
4	三ツ峠特別保護地区	都留市高畑三ツ峠山一帯	70.0	H38.10.31	森林
5	御岳特別保護地区	甲府市御岳昇仙峡	176.0	H30.10.31	森林
6	金峰山特別保護地区	甲府市金峰山一帯	255.0	H37.10.31	大規模
7	鶏冠山特別保護地区	山梨市三富鶏冠山一帯	367.6	H37.10.31	大規模
8	山中湖特別保護地区	山中湖一帯 (現在の面積)	657.0	H29.10.31	集団渡来
9	本栖特別保護地区	身延町、富士河口湖町	470.0	H30.10.31	集団渡来
10	八ヶ岳特別保護地区	北杜市八ヶ岳山麓	686.4	H30.10.31	森林
合計			6,310.1 ha		10件
(更新予定面積)			6,310.1		
平成30年度更新予定			1,332.4 ha		3件
(更新予定面積)			1,332.4 ha		

# 鳥獣保護区の期間更新及び特別保護地区の再指定に係る手続きの流れ (平成30年度)

鳥獣保護区の期間更新  
(八ヶ岳 御岳 韮山 北身延山 梶  
の森 大和 唐沢山 片山 三郡橋 本栖)

12月上旬 4月中旬 5月上旬

9月下旬 10月下旬



特別保護地区の再指定  
(八ヶ岳 御岳 本栖) 又は新規  
指定・廃止等

12月上旬

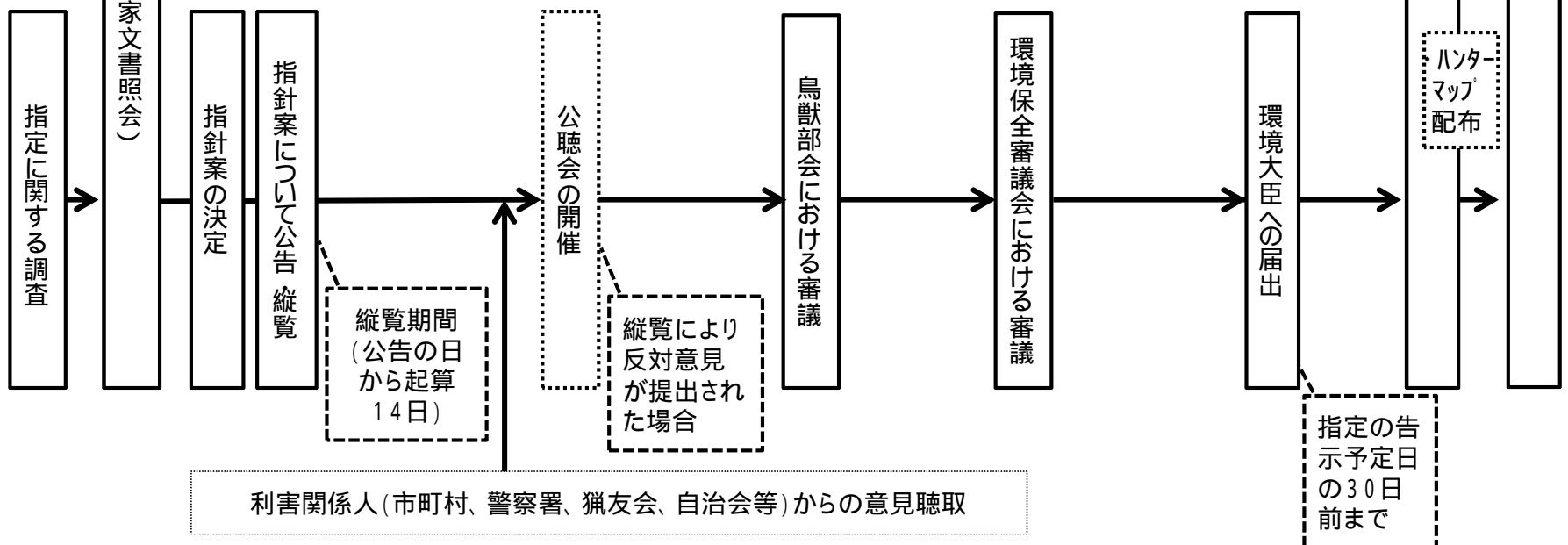
5月上旬 5/31~6/13

6月下旬

7月11日

8月1日

8月下旬



## 八ヶ岳特別保護地区の指定について

### 1 特別保護地区の名称

八ヶ岳特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

北杜市所在県有林第四百八十六林班は1、は2及びイの各小班、第四百八十七林班に1、に2及びイの各小班、第四百九十三林班、第四百九十四林班、第四百九十五林班い1、い3、い4、い5、い9及びい10の各小班、第四百九十六林班ろ3小班、第四百九十七林班い2、い3及びい4の各小班、第四百九十八林班い1、い2、い3、は1、は2、は3、は4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、ろ6、ろ7、ろ8、ろ9、ろ10、ろ11、ろ12、ろ13、ろ14、ろ15及びイの各小班、第五百林班い1、い2、い3、い4及びい5の各小班、第五百一林班に1、に2、に3、に4、は1、は2、は3、は8、は9、は10、は11、は12及びは13の各小班並びに第五百二林班い小班の区域（県道敷を除く。）

### 3 特別保護地区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

#### (一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (二) 特別保護地区の指定目的

八ヶ岳鳥獣保護区は、八ヶ岳南麓に広がる地域であり、大部分が八ヶ岳中信高原国定公園と重なっている。当地域の植生は、低から中標高地帯ではカラマツ、ダケカンバ、シラカンバが主となっており、下草としてはササ類が主となっている。

また、標高が高くなるにつれシラビソ、オオシラビソが主となっていく。生息している鳥類はオオルリ、メボソムシクイ、コマドリ、カケス等、亜高山帯に生息する種が多数確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではホンドタヌキ、ホンドギツネ、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、ヤチネズミ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。

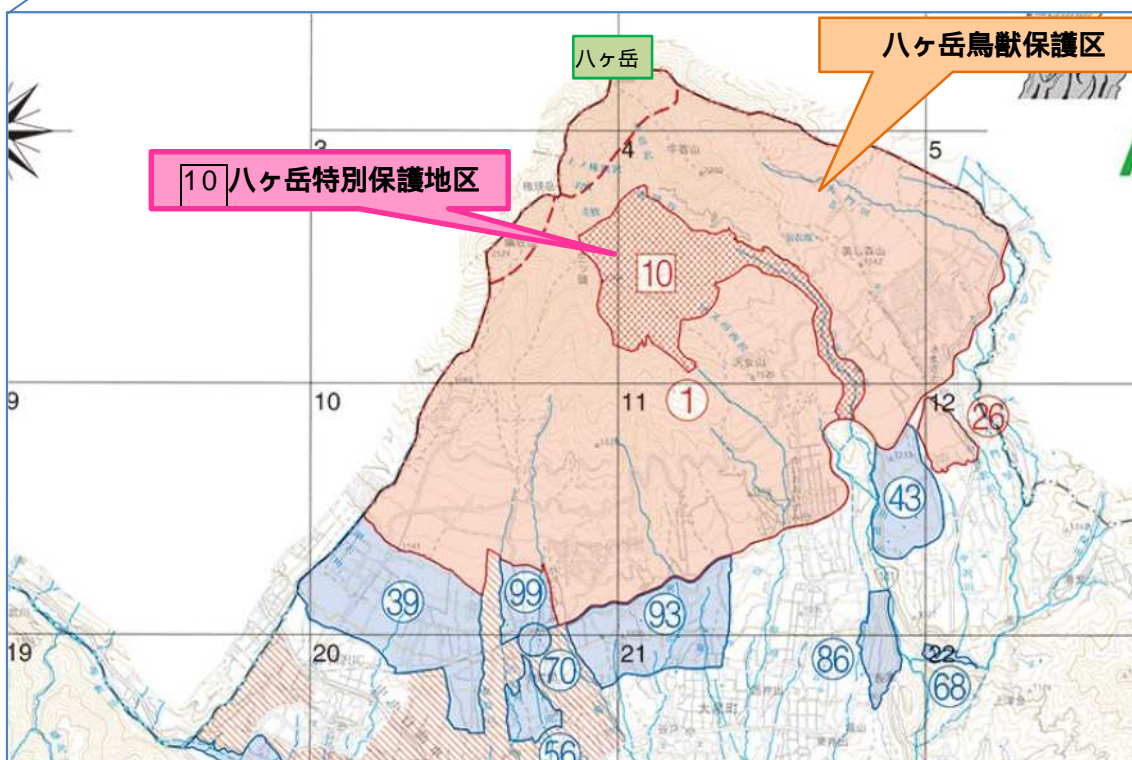
このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に川俣川渓谷を中心とした区域は、上記の鳥類の他にイワツバメ、アカハラ、ミソサザイ等が確認されており、良好な自然環境が保たれているといえる。このため、当該区域は八ヶ岳鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、特別保護地区として指定し、鳥獣の生息環境を保護する必要がある。

### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

# 八ヶ岳特別保護地区 所在地

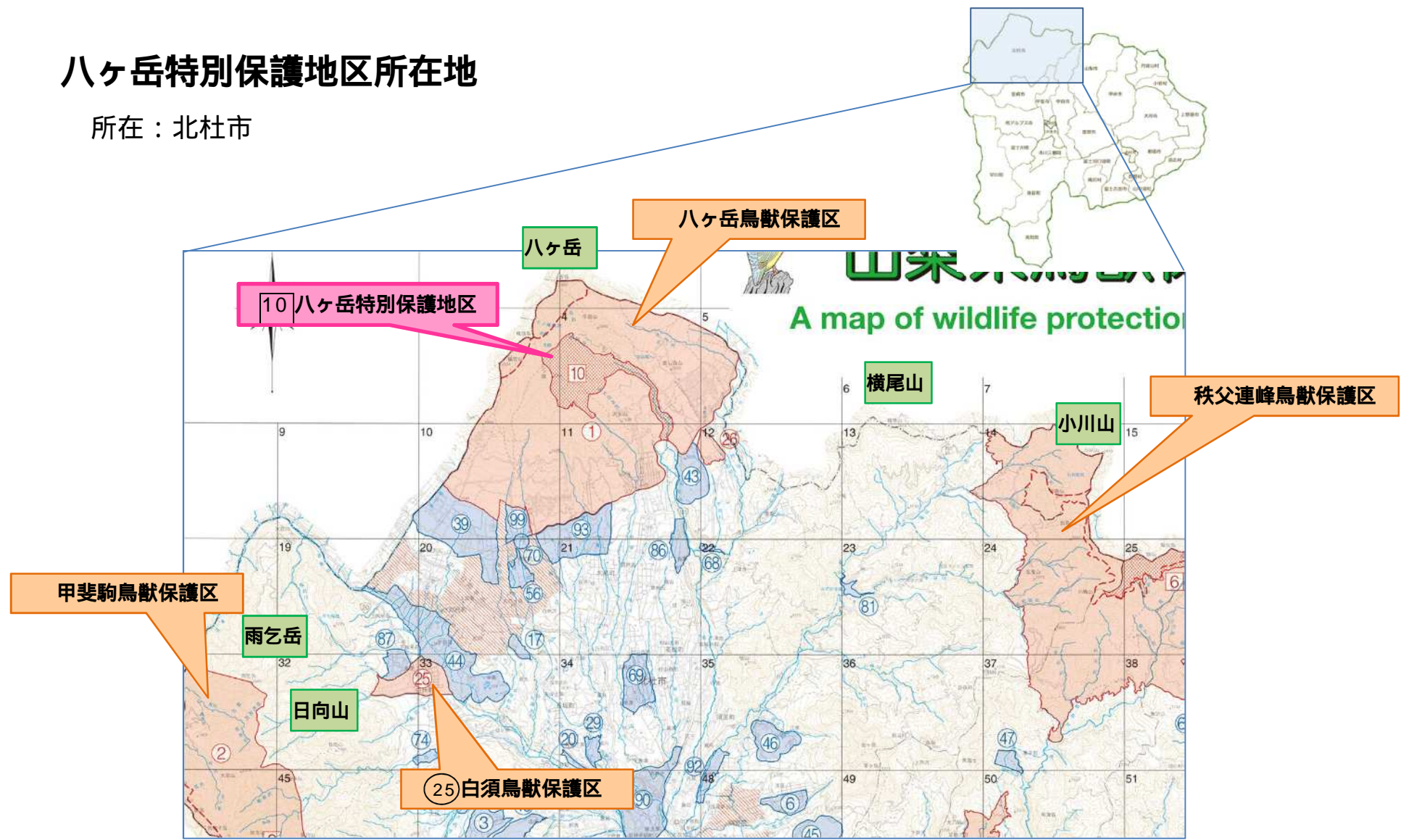
所在：北杜市





# 八ヶ岳特別保護地区所在地

所在：北杜市





(様式1)

八ヶ岳特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

職名	氏名	住所	賛否
北杜市長	渡辺 英子		賛成
北杜警察署長	天野 英知		賛成
梨北農業協同組合 代表理事組合長	澤井 寛		賛成
峡北森林組合長	仁科 雅		賛成
(一社)北杜市観光協会 代表理事	浅川 力三		賛成
峡北猟友会長	五味 力		賛成
峡北猟友会 大泉分会長	植松 幸夫		賛成
峡北猟友会 小泉分会長代理	土屋 洋昭		賛成
峡北猟友会 小淵沢東分会長	今井 健二郎		賛成
峡北猟友会 小淵沢西分会長	新海 洋雄		賛成
鳥獣保護員	深澤 克之		賛成
鳥獣保護員	藤森 栄治		賛成
鳥獣保護員	伏見 富和		賛成
鳥獣保護員	坂本 廣善		賛成
恩賜林県有財産管理者	知事 後藤 斎		賛成

## 御岳特別保護地区の指定について

### 1 特別保護地区の名称

御岳特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

甲府市所在中北県有林事業区第九十六林班い1、い2、い3、い4、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、は1及びは2の各小班、第九十八林班い1、い2、い3、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、イ1、ニ及びホの各小班、第九十九 林班い1、ろ1及びろ2の各小班、甲斐市所在中北県有林事業区第九十九 林班い1、い2、ろ1、ろ2、ろ3、ろ4、ろ5、は1、は2、は3、は4及び口の各小班、第百 林班い1、ろ1、り3、ぬ1、ぬ2及びる1の各小班並びに第百 林班い1小班の区域（県道敷及び建物敷を除く。）

### 3 特別保護地区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

#### (一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

#### (二) 特別保護地区の指定目的

御岳鳥獣保護区は、甲府市中西部及び甲斐市北東部に位置する御岳昇仙峡を中心とした標高五百メートルから千二百メートルまでの地域である。当該地域の植生は、主にヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ、クヌギ等が分布し、部分的にスギ及びヒノキの植林が見られる。

また、鳥類はヒヨドリ、ツグミ、ホオジロ、ルリビタキ、シジュウカラ等を含め多種が確認されており、獣類は大型哺乳類ではニホンカモシカ、ニホンジカ、ツキノワグマ、中型哺乳類ではニホンザル、テン、ムササビ等、小型哺乳類ではニホンリス、アズマモグラ、天然記念物であるヤマネ等が確認されている。

このように当該地域は、良好な自然環境が保たれており、森林に生息する多種の鳥獣にとって重要な地域となっている。当該地域の中でも、特に御岳昇仙峡を中心とした区域は、原生自然環境が保存されており、特別保護地区として指定し、鳥獣

の生息環境を保護する必要がある。

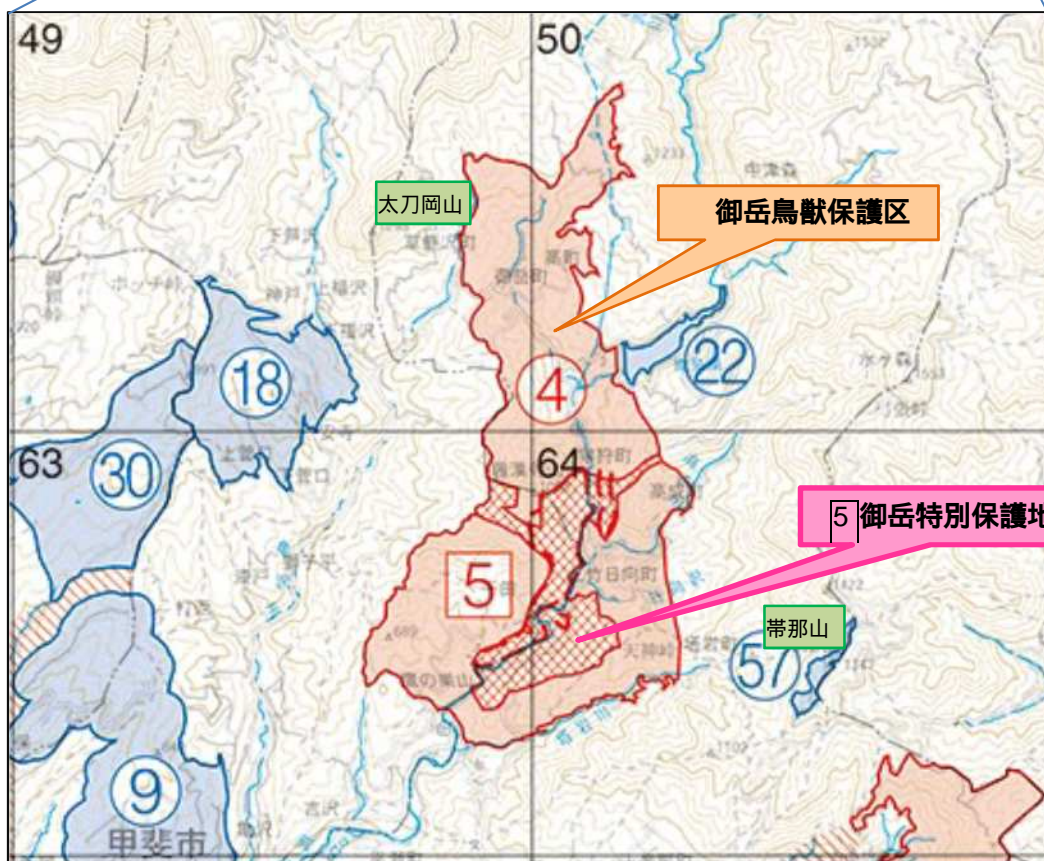
なお、当該地域は、秩父多摩甲斐国立公園の特別地域として、また、文化財保護法による国の特別名勝として指定を受けている。

### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

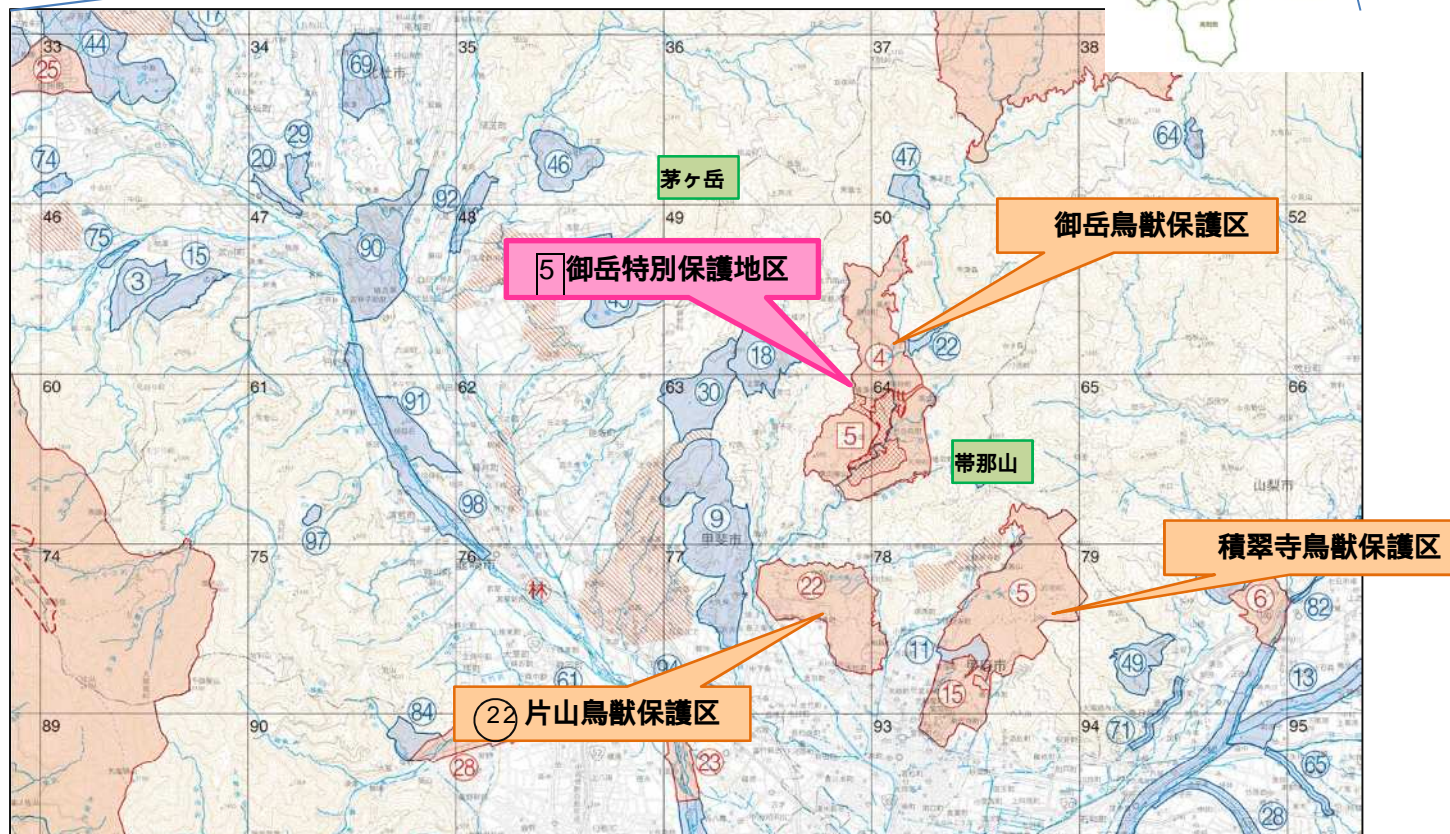
# 御岳特別保護地区 所在地

所在：甲府市、甲斐市



# 御岳特別保護地区所在地

所在：甲府市、甲斐市



(様式1)

御岳特別保護地区の指定に係る利害関係者名簿(賛否確認書)

職名	氏名	住所	賛否
甲府市長	樋口 雄一		賛成
甲府警察署 警視正	窪田 圭一		賛成
JA甲府市 経済部営農販売課課長	青柳 栄一		賛成
中巨摩東部農業協同組合 代表理事組合長	田中 正紀		賛成
中央森林組合長	角田 義一		賛成
甲府市観光協会長	雨宮 正英		賛成
峡中地区猟友会会長	加藤 肇		賛成
峡中地区猟友会 御岳分会長	飯窪 弘美		賛成
峡中地区猟友会 敷島分会長	保延 政徳		賛成
鳥獣保護員	藤原 一郎		賛成
恩賜県有財産管理者	知事 後藤 斎		賛成



## 本栖特別保護地区の指定について

### 1 特別保護地区の名称

本栖特別保護地区

### 2 特別保護地区の区域

南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町本栖湖量水標零メートル時（海拔八百九十九・二三三メートル）水面全域

### 3 特別保護地区の存続期間

平成三十年十一月一日から平成四十年十月三十一日まで

### 4 特別保護地区の保護に関する指針

#### (一) 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

#### (二) 特別保護地区の指定目的

本栖鳥獣保護区は、南巨摩郡身延町及び南都留郡富士河口湖町に位置する本栖湖を中心とした地域であり、ヤマツツジ、アカマツ、クリ、ミズナラ、コナラ等が分布している。

当該地域は、河口湖、西湖、精進湖及び山中湖と同様に、多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な地域となっている。

特に、当鳥獣保護区の中でも、本栖湖の地域は、渡り鳥のねぐら、採餌場として重要であり、マガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、カワアイサ等の渡り鳥が多数確認されており、富士箱根伊豆国立公園第二種特別地域に指定されている。

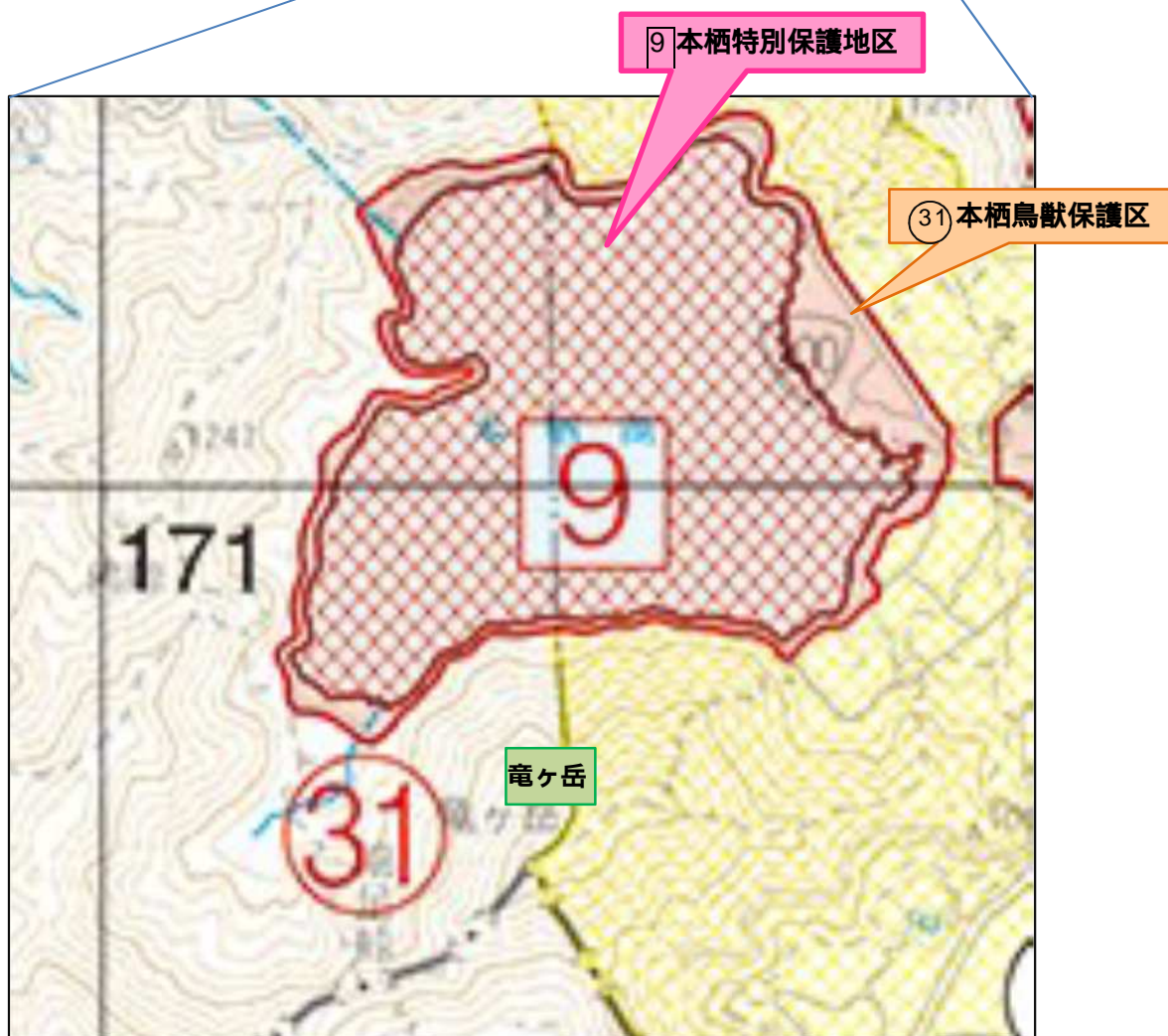
このため、当該区域は、本栖鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、水面全域を特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

#### (三) 特別保護地区の管理方針

- (1) 定期的に巡視を実施すること等により、多様な鳥獣の安定的な生息及びその生息地の環境に著しい影響を及ぼすことのないよう努める。
- (2) 特別保護地区の指定の意義について、県民に対し普及啓発に努める。

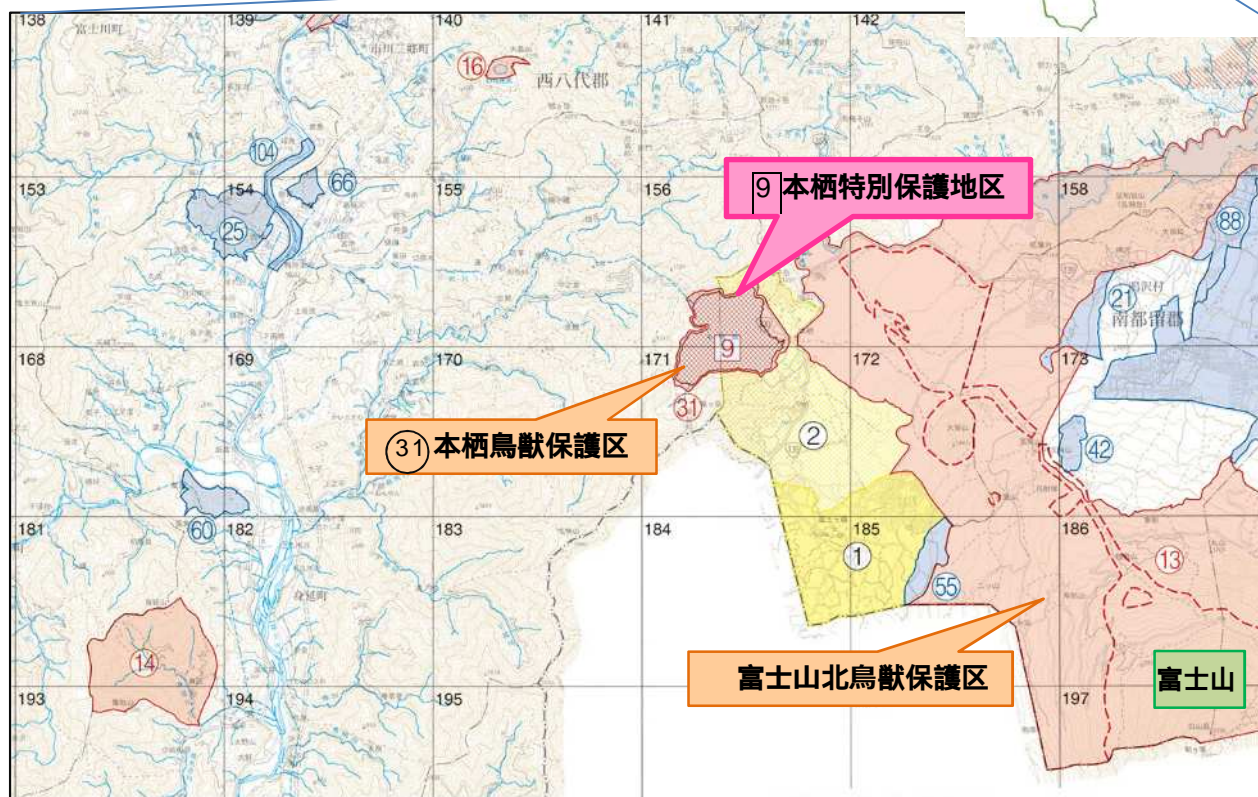
## 本栖特別保護地区 所在地

所在：南巨摩郡身延町  
南都留郡富士河口湖町



# 本栖特別保護地区所在地

所在：南巨摩郡身延町  
南都留郡富士河口湖町







## 本栖猟区の維持管理に関する事務の委託について

### 1. 猟区の概要

「猟区」は、鳥獣保護管理法(以下「法」)に基づき行政等が設定し管理する天然の釣りぼりのようなもので、山梨県内では、富士河口湖町が一区設定しており(本栖猟区)、管理を(一社)全日本狩猟倶楽部に委託している。

なお、猟区の設定は知事の認可が必要となる。

#### [ 猟区に関する法律の規定 ~詳細は別紙法律~ ]

猟区の認可(法 68 条)、管理規程の変更等(法 71 条)、認可の取消(法 72 条)、公示(法 68 条ほか)、猟区の管理(法第 73 条)報告徴収(法 75 条)

#### (審議会関係事項)

猟区の管理を委託する場合、法第 73 条第 1 項及び第 2 項により、審議会の意見を聴いて指定する者に委託することができる。

### 2. 本栖猟区について

- ・設 定 者：富士河口湖町
- ・設 定 状 況：昭和 39 年から
- ・管理受託者：(一社)全日本狩猟倶楽部
- ・区 域：富士河口湖町内(旧上九一色地区) 1,288ha
- ・存 続 期 間：平成 20 年 11 月 15 日～平成 30 年 10 月 31 日  
更新後：平成 30 年 11 月 1 日～平成 40 年 10 月 31 日
- ・入猟日設定：12 月の第 3 土曜日、及び日曜日(本栖猟区管理規程)
- ・運 営 状 況：H28 年度の開猟日数：2 日、10 名  
収支：302 万円、うち猟区の事業収入 43 万円、他は補助金等  
猟期中、猟犬の猟野競技会を開催

### 3.(一社)全日本狩猟倶楽部について

- ・名 称：一般社団法人全日本狩猟倶楽部
- ・所 在 地：東京都豊島区
- ・目 的：狩猟道德の涵養、狩猟政策への協力、狩猟鳥獣及び野生鳥獣の保護増殖、猟犬の改良と普及、狩猟技術の研究と継承並びに狩猟者間の親睦を図り、もって狩猟の健全な発展に寄与すること
- ・沿 革：昭和 9 年創立  
昭和 23 年公益法人認可(平成 24 年一般社団法人移行)  
本栖猟区の設定時から管理を受託

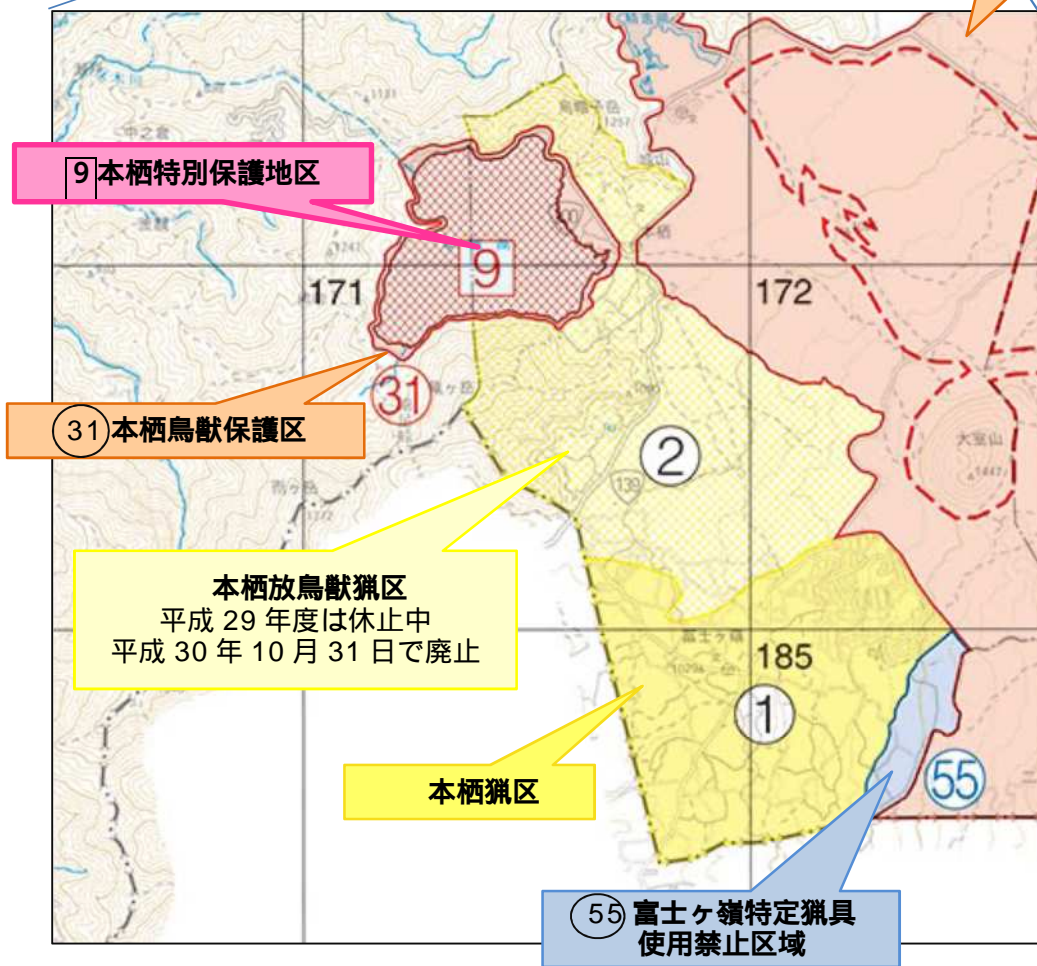


# 本栖猟区 所在地

所在：南都留郡富士河口湖町



富士山北鳥獣保護区





# 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

## 第四節 猟区

(猟区の認可)

**第六十八条** 狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため、一定の区域において、放鳥獣、狩猟者数の制限その他狩猟の管理をしようとする者は、規程を定め、環境省令で定めるところにより、当該区域(以下「猟区」という。)における狩猟の管理について都道府県知事の認可を受けることができる。

2 前項の認可を受けようとする者は、同項の規程(以下「猟区管理規程」という。)に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 猟区の名称

二 区域

三 存続期間

四 専ら放鳥獣をされた狩猟鳥獣の捕獲等を目的とする猟区(以下この節において「放鳥獣猟区」という。)にあっては、その旨及び放鳥獣をする狩猟鳥獣の種類

五 その他政令で定める事項

3 猟区の存続期間は、十年を超えることができない。

4 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、安全な狩猟の実施の確保、狩猟鳥獣の捕獲等の調整の必要の有無、第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に及ぼす影響の程度その他の事情を考慮して、これをしなければならない。

(土地の権利者の同意)

**第六十九条** 前条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、あらかじめ、猟区における狩猟の管理について当該区域内の土地に関し登記した権利を有する者の同意を得なければならない。

(認可の公示)

**第七十条** 都道府県知事は、第六十八条第一項の規定による認可をするときは、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項を公示しなければならない。

2 第六十八条第一項の規定による認可を受けて猟区を設定した者(以下「猟区設定者」という。)は、その猟区の認可を受けたときは、環境省令で定めるところにより、その猟区の区域内にこれを表示する標識を設置しなければならない。

( 猟区管理規程の変更等 )

**第七十一条** 猟区設定者は、猟区管理規程を変更しようとする場合(次項に規定する軽微な事項に係る場合を除く。)又は猟区を廃止しようとする場合は、政令で定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。

- 2 猟区設定者は、猟区管理規程のうち政令で定める軽微な事項を変更した場合は、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条第一項の規定は、第一項の規定による変更及び廃止について準用する。この場合において、同項の規定による廃止については、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び廃止に係る区域」と読み替えるものとする。

( 認可の取消し )

**第七十二条** 都道府県知事は、安全な狩猟の実施の確保、鳥獣の保護又は管理その他公益上の必要があると認めるときは、猟区の認可を取り消すことができる。

- 2 第七十条第一項の規定は、前項の規定による認可の取消しについて準用する。この場合において、同条第一項中「同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項その他環境省令で定める事項」とあるのは、「その旨及び取消しに係る区域」と読み替えるものとする。

( 猟区の管理 )

**第七十三条** 国は、その設定した猟区内における狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図るため必要があると認めるときは、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、その人工増殖その他の当該猟区の維持管理に関する事務を、環境大臣が中央環境審議会の意見を聴いて、指定する者に委託することができる。

- 2 前項の規定は、地方公共団体が設定する猟区について準用する。この場合において、同項中「環境大臣が中央環境審議会の」とあるのは、「都道府県知事が合議制機関の」と読み替えるものとする。
- 3 第一項(前項において読み替えて準用する場合を含む。 )の規定により委託を受けた者(次項において「受託者」という。 )は、当該事務に要する費用を負担しなければならない。
- 4 受託者は、猟区内において狩猟をしようとする者から、その費用に充てるべき金額を徴収し、その収入とすることができる。

( 猟区に係る特例 )

**第七十四条** 猟区においては、猟区設定者の承認を得なければ、狩猟又は第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等をしてはならない。

- 2 放鳥獣猟区においては、当該放鳥獣猟区に放鳥獣された狩猟鳥獣以外について狩猟をしてはならない。

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令

( 猟区管理規程の記載事項 )

**第三条** 法第六十八条第二項第五号の政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 猟区設定者の事務所の位置
- 二 入猟申込みの手續
- 三 入猟承認の基準
- 四 入猟承認の通知方法
- 五 入猟承認料及びその納付の方法
- 六 入猟承認証に関する事項
- 七 入猟者の守るべき条件
- 八 その他猟区の維持管理に関する事項であつて環境省令で定めるもの

( 猟区管理規程の変更等 )

**第四条** 猟区設定者は、法第七十一条第一項の規定により都道府県知事の認可を受けようとするときは、猟区管理規程の変更の内容及びその理由又は猟区の廃止の理由を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

**第五条** 法第七十一条第二項の政令で定める軽微な事項は、法第六十八条第二項第一号に掲げる事項並びに第三条第一号、第二号及び第四号に掲げる事項とする。

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

( 猟区設定手續 )

**第七十二条** 法第六十八条第一項の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書に、猟区管理規程、猟区の区域及び位置を示す二万五千分の一以上の地形図、法第六十九条の同意を証する書面並びに猟区設定に関する予算を記載した書面を添え、これを都道府県知事に提出して行うものとする。

- 一 猟区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積並びにその土地及び水面における鳥獣の生息状況並びに猟区の維持管理に関する事務を委託する場合にあってはその旨
  - 二 設定する日が属する登録年度及び翌登録年度における狩猟鳥獣の保護施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事業計画
  - 三 一狩猟期間(法第十一条第二項の規定により限定されている場合又は法第十四条第二項の規定により延長されている場合は、その期間)の月別の入猟者(狩猟者登録に係る狩猟免許の種類別)及び捕獲等をされる鳥獣の種類別の見込数
- 2 都道府県知事は、前項の申請をしようとする者に対し同項の申請書及び資料のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

- 3 猟区における狩猟の停止に係る法第六十八条第一項の認可の申請は、その事由を記載した書面を都道府県知事に提出して行うものとする。

(猟区に係る公示事項)

**第七十三条** 法第七十条第一項の環境省令で定める事項は、猟区設定者の名称、事務所の位置及び入猟承認料とする。

- 2 都道府県知事は、法第七十条第一項に規定する事項に変更があったときは、その変更の内容を公示するものとする。

(猟区の標識)

**第七十四条** 法第七十条第二項の猟区の標識は、様式第二十のとおりとする。

(猟区管理規程)

**第七十五条** [令第三条第八号](#)の規定により猟区管理規程に定めなければならない事項は、次に掲げるものとする。

- 一 狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置に関する事項
- 二 狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する事項
- 三 狩猟を禁止する区域の指定に関する事項
- 四 捕獲等の数の制限に関する事項
- 五 猟法又は猟具の制限に関する事項
- 六 猟区内における鳥獣による損失の補償に関する事項

(猟区の事業の報告等)

**第七十六条** 猟区設定者は、毎登録年度終了後三十日以内に、当該登録年度における次に掲げる事項を記載した猟区の成績報告書に、狩猟鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設の設置、狩猟鳥獣の人工増殖又は放鳥獣に関する当該登録年度の事業報告書並びに翌登録年度の事業計画書を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 開猟日数
  - 二 入猟申込者数及び入猟者数
  - 三 鳥獣の種類別の捕獲等の数
- 2 猟区設定者は、法第七十三条第一項又は第二項の規定により猟区の維持管理に関する事務を委託したときは、遅滞なく、当該委託に係る委託契約書の写しを添えて、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。